

国際税務の専門家からみた

# 出国税と 国外財産調書等の実務

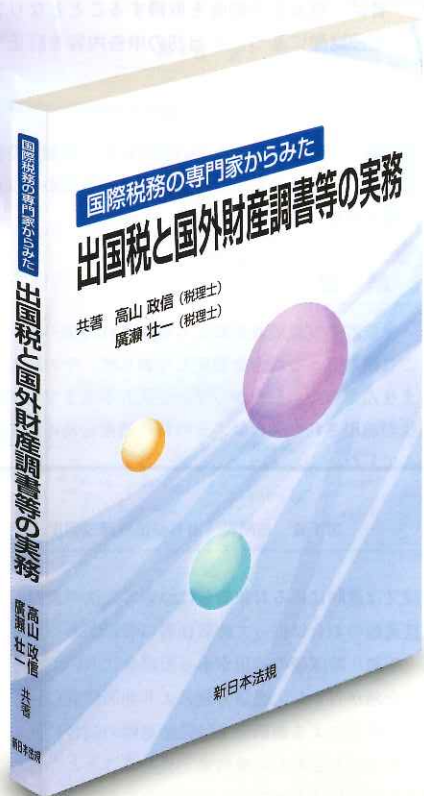
共著 高山 政信 (税理士)  
廣瀬 壮一 (税理士)

- ◆海外資産を捕捉するための出国税等の制度について、国税庁FAQでは触れられていない点にまで言及しながら、わかりやすく解説しています。
- ◆具体的な事例に基づいて、国外財産調書や財産債務調書の記載方法を紹介しています。
- ◆国税当局で国際税務行政に携わった著者による、信頼できる確かな内容です。

A5判・総頁284頁

本体価格3,100円＋税 送料実費

富裕層への適切なアドバイスのために！



電子書籍版も  
発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

eBOOKSTOREからお申し込みいただけます。

新日本法規 ebook で 検索

<http://ebook.e-hoki.com/>

〔電子書籍版〕

本体価格 2,500円＋税

新日本法規出版 電子書籍コンテンツ  
eBOOKSTORE



(スマートフォン対応)

※iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。

※パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

創業1948年



新日本法規出版



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





# 掲載内容

## 第1章 出国税 ～国外転出時課税制度～

### 第1 共通事項

- はじめに
- 1 国外転出時課税制度とは
- 2 「国外転出時課税制度」という名称になった理由は
- 3 租税条約適用のおそれがない場合の適用は
- 4 富裕層の国外脱出に対する抑制効果は
- 5 国外転出時課税制度導入の理由は
- 6 租税条約の適用は
- 7 平成28年度税制改正の内容は
- 8 パナマ文書と国外転出時課税制度の関係は

### 2 対象者

- 9 国外転出時とは
- 10 居住形態の判定における制度導入前後の相違点は
- 11 外国籍を有する者の取扱い
- 12 非居住者であるかの判定時期は
- 13 納税猶予制度を利用した場合に相続税法適用上も非居住者として扱われるか

### 3 対象資産と算定方法

- 14 対象資産は
- 15 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定時期は(国外転出時課税制度に共通の場合)
- 16 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定方法は(国外転出時課税制度に共通の場合)
- 17 所有資産が1億円以上であれば国外転出時課税制度の対象となるか
- 18 対象資産は国内にあるものに限られるか
- 19 有価証券等の価額の算定方法は
- 20 未決済信用取引等の価額の算定方法は
- 21 未決済デリバティブ取引の価額の算定方法は
- 22 外貨建ての有価証券の円換算は
- 23 対象資産の取得費の改定時期は
- 24 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用範囲は

### 4 納税猶予

- 25 納税猶予の特例の適用を受けるための手続は
- 26 相続人等が複数いる場合の納税管理人届出書の提出方法は
- 27 納税猶予期間が満了した場合の手続は
- 28 納税猶予の特例の適用を受ける際に担保として提供できる財産は
- 29 非公開株式会社である同族会社株式は担保になるか
- 30 海外の有価証券は担保になるか
- 31 取引相場のない株式(非上場株式)は担保になるか
- 32 法人による保証は担保になるか
- 33 担保として提供する財産はどの程度の価額が必要か
- 34 担保に関する書類等の提出は
- 35 相続人が複数いる場合に継続適用届出書の提出は必要か
- 36 納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった有価証券等の一部を譲渡した場合は

[37] 納税猶予の特例の適用を受けていた者が猶予期間中に亡くなった場合は

[38] 受贈者から対象資産譲渡の旨の通知を受けなかった場合の納税猶予期限は

### 5 各種の減額措置

- [39] 納税猶予期間中に有価証券等を譲渡した場合、すでに課税された所得税の額を再計算できるか
- [40] 納税猶予期間中に未決済信用取引又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合、すでに課税された所得税の額を再計算できるか
- [41] 外国税額控除の適用方法は
- [42] 二重課税調整のための外国税額控除の条件は
- [43] 内国法人の株式譲渡所得も二重課税の調整対象になるか

### 6 その他

- [44] 納税地は
- [45] 納税管理人とは
- [46] 納税管理人が必要な場合とは
- [47] 国外転出時課税と納税管理人の関係は
- [48] 申告時期と納税管理人の関係は
- [49] 確定申告書の記載方法は
- [50] 所得税の更正決定の期間制限は(その1)
- [51] 所得税の更正決定の期間制限は(その2)
- [52] 個人住民税との連動性は

## 第2 個別事項 (適用の3類型)

### 1 国外転出時課税

- [53] 国外転出時課税とは
- [54] 対象者は
- [55] 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定時期は(国外転出時課税の場合)
- [56] 準確定申告書の提出時期は
- [57] 国外転出までに必要な手続は
- [58] 国外転出時課税後の修正申告の要否は
- [59] 国外転出までに準確定申告書を提出する場合の課税対象範囲は
- [60] 国外転出の日から5年以上に帰国した場合の手続は
- [61] 納税するための資金がないときは

### 2 国外転出(贈与)時課税

- [62] 国外転出(贈与)時課税とは
- [63] 対象者は
- [64] 対象資産は
- [65] 資産の合計額は1億円以上となるかどうかの判定時期は(国外転出(贈与)時課税の場合)
- [66] 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定方法は(国外転出(贈与)時課税の場合)
- [67] 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定方法は(国外転出(贈与)時課税で含み損等がある場合)
- [68] 申告時期は
- [69] 贈与を受けた非居住者が5年以内に帰国した場合の課税関係は

### 3 国外転出(相続)時課税

- [71] 国外転出(相続)時課税とは
- [72] 対象者は
- [73] 限定承認によって非居住者である相続人が対象資産を取得した場合の課税の適用は

[74] 資産の合計額が1億円以上となるかどうかの判定方法は(国外転出(相続)時課税の場合)

- [75] 申告期限は
- [76] 対象資産を取得していない相続人の申告の有無は
- [77] 確定した相続財産に基づく申告内容の訂正は可能か
- [78] 対象資産を取得した非居住者が相続開始の日から5年以内に帰国した場合の課税関係は

## 第2章 国外財産調書

- [79] 国外財産調書の提出制度とは
- [80] 国外財産調書を提出しなければならない場合は
- [81] 提出対象者は
- [82] 提出先は
- [83] 国外財産であるかどうかの判断は
- [84] 財産債務調書を提出する場合の国外財産調書の提出の要否は
- [85] 財産が「国外にある」かどうかの判定は
- [86] 社債、株式等の有価証券等が「国外にある」かどうかの判定は
- [87] 国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設している場合は
- [88] 国内の事業者を通じて海外不動産を購入した場合は
- [89] 外国法人の日本支店に対する貸付金の所在は
- [90] 12月31日に売却した国外財産の判定は
- [91] ビットコイン(電子マネー)の所在は
- [92] 国外財産の時価はどのような価額か
- [93] 国外財産調書に記載する財産の価額は時価でなければならないか
- [94] 国外財産の見積価額の算定方法は
- [95] 建物の見積価額の算定方法は
- [96] 少額財産の記載方法は
- [97] 外国の生命保険の価額の算定方法は
- [98] 確定拠出年金の価額の算定方法は
- [99] 外国法人からのストックオプションに関する権利の価額の算定方法は
- [100] 外国のリゾート施設経営会社に支払っている預託金がある場合は
- [101] リゾートマンションの会員権につき売却予定価額が購入価額を大きく下回る場合の見積価額は
- [102] 特許権が国外財産に該当する場合の価額の算定方法は
- [103] 配偶者との共有名義で購入した持分の明らかでない外国の不動産の価額の算定方法は
- [104] ジョイント・アカウントの価額の算定方法は
- [105] ジョイント・テナンシーの価額の算定方法は
- [106] 国外財産を相続した場合の価額の算定方法は
- [107] 国外財産を金融機関からの借入金で取得している場合は
- [108] 米国の401Kプランは国外財産調書に記載すべき財産に含まれるか
- [109] 外貨表示されている国外財産の価額の邦貨への換算方法は
- [110] 国外財産調書の記載事項は
- [111] 用途が「一般用」と「事業用」

- のいずれになるかの判定は
- [112] 国外財産の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合の記載の仕方は
- [113] 土地と建物に区分できない場合の記載方法は
- [114] 国名の記載方法は
- [115] デリバティブ取引に含み損がある場合の国外財産の価額は
- [116] 財産債務調書の提出義務がない場合に有価証券等の取得価額の記載は必要か
- [117] 提出期限後に国外財産調書を提出した場合は
- [118] 国外財産調書の提出後に記載内容の誤りに気付いた場合は
- [119] 国外財産調書の偽りの記載・不提出に対する罰則は
- [120] 調査非協力等に対する罰則は
- [121] 過少申告加算税等の特例措置は
- [122] 過少申告加算税等が上乘せされる場合とは
- [123] 国外財産に関する所得税等の申告漏れとは
- [124] 国外財産から生ずる所得について修正申告を要する場合は
- [125] 国外財産から生ずる損失について更正の請求ができる場合は

## 第3章 財産債務調書

- [126] 財産債務調書の提出制度の概要は
- [127] 財産債務調書を提出しなければならない場合は
- [128] 対象財産の価額の合計額からデリバティブ取引・信用取引の含み損を差し引けるか
- [129] 対象財産の価額の合計額の判定上借入金を控除できるか
- [130] 退職所得がある年の財産債務調書の提出義務は
- [131] 特定口座について申告不要を選択した場合の財産債務調書の提出義務は
- [132] 純損失の繰越欠損金がある場合の所得合計額2,000万円の判定は
- [133] 財産債務調書における財産の時価とは
- [134] 生命保険の価額の算定方法は
- [135] 貴金属類の価額の算定方法は
- [136] 特許権の価額の算定方法は
- [137] 有価証券の取得価額の算定方法は
- [138] 財産債務調書の記載事項は
- [139] 「用途」欄に記載する「一般用」と「事業用」の判定は
- [140] 土地と建物に区分できない場合の記載方法は
- [141] NISA口座を活用している場合の記載方法は
- [142] 個人事業主の売掛金の記載方法は
- [143] 財産の所在の判定は
- [144] 債務の所在は
- [145] 財産債務調書の不提出等に対する罰則がないのはなぜか

## 第4章 調書の書き方と記載例

- [146] ストックオプションに関する権利の価額がある場合の国外財産調書の記載例
- [147] 有価証券等を有する者が国外財産調書及び財産債務調書を作成する場合の記載例

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。



〔77〕 確定した相続財産に基づく申告内容の訂正は可能か

Q 国外転出（相続）時課税を受けました。しかし、準確定申告の期限まで4か月しかないので、法定相続割合によって申告をしてしまい、相続人である非居住者も法定相続割合によって取得したものとして申告しました。その後、相続税の申告期限（死亡から10か月）の間に、遺産分割の協議がまとまり、対象資産は全て居住者が相続し、非居住者は、現金と不動産を取得することとなりました。確定した相続財産に基づいて当初の申告内容を訂正することは可能でしょうか。

A 平成27年度までの国外転出（相続）時課税の場合は調整はできませんでしたが、平成28年度からは更正の請求により調整が可能となりました。

解説

平成27年度税制改正により導入された国外転出（相続）時課税では、ご質問のような場合を想定しておらず、その調整のための規定がありませんでした。したがって、平成27年度までの国外転出（相続）時課税が適用された場合は、その後の遺産分割等に基づく調整はできませんでした。

- ① 相続又は遺贈に係る対象資産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして国外転出（相続）時課税の適用があった場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。
- ② 民法の規定により相続人に異動を生じたこと。
- ③ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。
- ④ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。
- ⑤ 上記①から④までの事由に準ずるものとして、次の事由が生じたこと。
  - ㉞ 相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。
  - ㉟ 条件付遺贈について、条件が成就したこと。

この改正は、平成28年1月1日以後に遺産分割等の事由が生ずる場合について適用されています（平28法15改正附則15）。

以上のように、平成28年度からは更正の請求により調整が可能になっています。なお、平成28年度からは修正申告の規定も追加されているため、上記①から⑤までの事由により、相続し又は遺贈を受けた対象資産が増え、課税所得が増額した場合には、修正申告をしなければなりません（所法151の6）。

〔146〕 ストックオプションに関する権利の価額がある場合の国外財産調査の記載例

Q 米国人MT Inc.の日本支店に勤務しており、年収は3,000万円を超えています。また、米国本社ストックオプションとESPP（Employee Stock Purchase Plan、株式購入権）による株式に関する権利を有しています。本年（2015年）12月31日における国外財産の保有状況は以下のとおりですが、国外財産調査への記入方法を教えてください。

- ① 銀行預金：米国のA銀行〇〇支店のStatement（取引明細書）によれば、16,418.28米ドルのBank Deposit（銀行預金）があります。
- ② 上場株式：〇〇Securities Inc.のAsset Statement（財産明細書）によれば、MT Inc.株式10,671株があり、本年12月31日における1株当たりの時価は85.86米ドルと記載されています。なお、取得価額（購入価額及び購入手数料）は、邦貨換算額で7,650万円です。
- ③ ストックオプション：MT Inc.から取り寄せたGrant Detail Report（ストックオプションの付与に関する詳細報告書）によると、権利行使可能なストックオプションのうち未行使のものが、27,000株あります。付与状況は、後掲表1のとおりです。
- ④ ESPP（株式購入権）：MT Inc.から取り寄せたESPP Account Statement（株式購入権の取引明細書）によると、

A ご質問の場合、本年12月31日における国外財産の合計額が、5,000万円を超えていますので、国外財産調査の提出義務があります。

また、総所得金額が2,000万円超で、かつ、国外転出特例対象財産に該当する有価証券の合計額が1億円以上となりますので、財産債務調査書の提出も必要です。

以下では、国外財産調査の作成手順を説明し、かつ、国外財産調査の記載例を掲載します。なお、国外財産調査合計表、財産債務調査及び財産債務調査合計表の作成も必要となりますが、ここでは省略します。

解説

国外財産調査の作成例を、順を追って説明します。  
 (1) Statement（取引明細書）等の入手  
 まず、預貯金と株式等について、年末の残高や保有株式数等に関する資料を取り寄せ、次のようにその状況を把握します。入手に時間を要する場合がありますので、年初のなるべく早い時期に、手配しましょう。

- ① 預貯金  
銀行から年明けに送付されるStatement（取引明細書）により、年末の残高を把握します。
- ② 株式  
証券会社等からAsset Statement（財産明細書）等入手して、年末の保有株式数及び保有額（時価）を把握します。時価（外貨表示）

プションの付与に関する詳細報告書）のような株式の付与に関する情報を入手する必要があります。

- ④ ESPP（株式購入権）  
ESPPの口座を管理している者からAccount Statement（株式購入権の取引明細書）等入手して、年末の保有株式数を把握します。  
 (2) ストックオプションに関する権利の価額の算定  
 次に、ストックオプションに関する権利の価額を算定するための表を作成することをお勧めします。MT Inc.から取り寄せたGrant Detail Report（ストックオプションの付与に関する詳細報告書）から、権利行使可能になった株式のうち、年末において未行使のものをピックアップします。ピックアップした情報を整理したものが、後掲表1「ストックオプションに関する権利の価額の算定表」です。

年末における1株当たりの株式時価から権利行使価額を差し引いて、その差額に権利行使可能な株数を乗じた金額が、権利の価額（米ドル表示）となります。

表1 ストックオプションに関する権利の価額の算定表

権利行使可能期間	権利行使により取得できる株数①	12/31における1株当たりの時価②（米ドル）	1株当たりの行使価額③（米ドル）	権利の価額①×②-③
2008/9/6～	2,000	85.86	50.00	71,720.00

2012/11/1～	2,500	85.86	46.00	99,650.00
2012/11/1～	2,500	85.86	70.00	39,650.00
2013/12/10～	2,500	85.86	50.00	89,650.00
2013/12/10～	2,000	85.86	60.00	51,720.00
2014/12/10～	2,000	85.86	62.00	47,720.00
2014/12/10～	1,000	85.86	70.00	15,860.00
2015/12/10～	1,000	85.86	72.00	13,860.00
合計	27,000	—	—	907,220.00

(3) 個々の国外財産の価額の算定

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番地  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

平成27年12月31日分 国外財産調査

住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3

氏名 甲野 太郎

国外財産の区分	種類	用途	所在地	数量	価額	備考
預貯金	普通預金	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り40	—	—
有価証券	上場株式	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り77	1,588,790円	—
有価証券	ストックオプション	一般	米国	〇〇Securities Inc.	76,500,000円	10,671株
有価証券	株式購入権	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り123	109,588,124円	—
有価証券	株式購入権	一般	米国	MT Inc.	0円	27,000株
有価証券	株式購入権	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り123	108,012,584円	—
有価証券	株式購入権	一般	米国	MT Inc.	28,000,000円	2,800株
有価証券	株式購入権	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り123	26,500,000円	—
有価証券	株式購入権	一般	米国	MT Inc.	58,720,000円	—
有価証券	株式購入権	一般	米国	〇〇州〇〇市〇〇通り123	244,603,582円	—
合計					246,567,110円	

(出典：国税庁ホームページの書式を加工して作成)